

日米安保体制史のなかの重光訪米

——重光試案をめぐる日米折衝の展開と帰結（二）——

はじめに

第一章 米国の地域戦略と対日政策調整

- 一 米国の地域戦略と日本
- 二 対日政策再検討の始動
- 三 対日政策調整とNSC五五—一六／一
- 四 在日米軍の利益と国際安全保障計画

第二章 日本の「自主外交」と重光試案

- 一 鳩山政権と日米防衛分担金交渉
- 二 訪米と防衛力増強をめぐる折衝
- 三 安保条約改定試案と重光の企図（以上、207号）
- 四 米国の否定的対応とその論理

劉

星

第三章 重光・ダレス会談と日米の思惑

- 一 第一回会談——共同利益の強調
- 二 第二回会談(一)——条約改定への固執
- 三 第二回会談(二)——ダレスの改定批判

おわりに

資料(以上、本号)

四 米国の否定的対応とその論理

前述したように、重光は、日本の防衛力はすでに自衛できるまでになり、米国への貢献も果たしつつあるため、条約改正は可能であると力説した。では、米国は重光の論理の前提となったこの文書をどのように評価したのだろうか。

八月十日に重光と会談した際、アリソンは、大使館と極東軍が共同作成したコメントを重光に渡し反論した。コメントはまず在日米軍の存続の意義を語った。米国は安保条約に基づいて、日本の安全のために膨大な援助を与え、日本の軍備を發展させ、自国の防衛責任を次第に負わせると同時に、在日米海軍、陸軍と空軍を維持し、米軍の運用を通し日本の安全を保証する。これは、米国が日本防衛の第一責任を日本に負わせると同時に、日本防衛に

寄与することで引き続き在日米軍の駐留を正当化しようとしたものである。

またコメントは、日本の防衛力は地域安全保障の「抑止的パワー」であるべきと強調した。なぜなら、有効に侵略に対抗する戦争は広範囲で繰り広げられるため、いかなる国も自国防衛の責任しか認めないのは不可能であり、自由諸国は常に団結し自衛能力を適切なレベルまで維持しながら、その一部資源を自由世界の全体的な安全保障に寄与しなければならない。⁽⁶⁷⁾つまり米国は日本防衛力が地域安全保障に関与する役割を想定したのである。

さらに、独自で防衛政策を作成するという日本の立場にも反論を加えた。コメントは、日本の防衛政策にとって最も重要なのは、日本の将来の防衛力は単独ではなく両国の「共同努力」で有効に作られることにあると指摘し、日本の防衛政策の策定に引き続き関与しようとした。最後に、日本防衛力の規模の達成目標は米国の求めている数字のままでもよいとも進言している。⁽⁶⁸⁾この数字は在日米軍の撤退完了後、緊急事態の際に、米海空軍が遠距離から日本に援助し来るまでに日本が自国を防衛できることを前提して算出された最低限の数値であり、在日米軍と基地の存在意義が日本防衛のためではないことを意味する。

以上のコメントが示すように、重光訪米の際、米国は具体的問題には一切触れないとの方針を固めつつあった。八月八日、ダレスはアリソン大使に打電し、早期に重光の真意を確かめるよう指示した上で、会談は「通常議論の範囲に限られ」、「いかなる形の交渉に」も入れないと明言した。⁽⁶⁹⁾八月十二日、アリソンは、国務省宛電報の中で重光の試案を「相互防衛的なものと呼ぶ価値があるのか」と厳しく批判し、重光の政治的野心以外に日本には以下の狙いがあると解釈した。(一)在日米軍撤退の加速化、(二)在日米軍に対する日本側の財政的支出の廃止、(三)日本年度の防衛予算の制定に対する米国の介入回避、(四)少なくとも現段階における集団安保への本格的な参加と地域安保への責任を回避すること、そして(五)日本と日本が主張している潜在主権のある島嶼の安全と直接な関

係のない在日米軍基地の基地使用権利の拒否、取り消しである。⁽⁶⁴⁾

同日、別の電報で、アリソンは日本国内の要因から重光訪米を詳しく分析した。重光は、訪米を通し最良の日米関係の維持は重光にしかできず、米国から強い支持を得たという印象を彼の外交勝利の成果として日本国民にアピールしたため、ダレスとの会談では具体的問題に入るであろうという⁽⁶⁵⁾。しかし、重光の国内の政治基盤は弱く、彼が主導する安保改定が日本国内の支持を得られるかどうかは疑問である⁽⁶⁶⁾。そしてアリソンは、会談内容が一般的なものに限定されるという國務省の意見に「完全に」同意し、また会談の際に米国は、(一)日米両国の国益に関する考えを出来る限り率直に日本に訴え、(二)日本の与党・政府内の政治的緊張に巻き込まれないため、会談内容を日本側の訪米高官全員に公開し、特に米国のあらゆる考えを河野と岸に伝えるべきだと進言した⁽⁶⁷⁾。

一方、極東軍は、改定試案が在日米軍基地の権利と役割の制限により米国の地域安全保障戦略に潜在的に不利益を与えることを懸念していた。八月一八日、極東軍司令部は、日本の防衛問題と基地問題を中心に大使館と意見交換し、二日後、重光訪米への「要求」を文書にし、大使館に提出した上で、地域の軍事戦略における在日米軍基地と日本の防衛力の役割に関する見方を鮮明に打ち出した。

既述のように、鳩山政権は防衛力増強長期計画を制定し、五万人の兵力増強、十八万人からなる陸上自衛隊の体制によって、陸軍はじめ、在日米軍の撤退を求めていた。しかし極東軍はこの計画が「集団安全保障へのビジョン」を欠落させていると酷評した。極東軍によると、共産勢力の戦略的配置、目標と能力からみて、日本防衛のラインは韓国にあり、在韓米軍のプレゼンスこそ、在日陸上部隊のための基地施設負担を直接的に減輕している。

しかし、米国は「グローバルな戦略の需要から」、近い将来に韓国から主要な戦闘部隊を撤退させるのは必至である⁽⁶⁸⁾。その場合、日本は陸上部隊を拡張し、最小限の防衛責任を確保しなければならないだけでなく、在韓米軍と

在韓国連軍、在日米海空軍、現時又はあるべき規模の日韓両国軍を支援するための充分な兵站基地が維持できるような後方支援部隊の日本駐留も認めなければならない。⁶⁶⁾従って、極東軍は以下の要求を大使館に進言した。

(一) 日本の陸上部隊が十八万人体制に至った際、在日米陸上部隊はできる限り速やかに撤退する。

(二) 在韓米軍と国連軍の韓国撤退後、日本の陸上部隊は自国を十分に守れるような規模までに拡張しなければならない。

(三) 最終的に、日本はその陸上軍事施設をさらに完備し、そして極東太平洋地域における米海空軍、日本軍及び自由世界諸国の軍隊に兵站支援（後方支援）を行っている在日米後方支援部隊の機能を確保しなければならない。

最後に極東軍は、在日基地を維持するためにも米軍駐留が必要だと主張した。軍事基地は総合的な軍事施設であり、それを運営する人員は高度な訓練を受けた者でなければならないからである。しかし、米海空軍が一旦撤退した後、すぐに日本へ戻れないし、現時点の日本は緊急事態の際に、米軍のための軍事基地を有効に運営する技術がなければ工業設備もないので、米軍に基地権利を与えるだけではなく、これら基地の運営に当たって不可欠な米軍人員の保留にも同意しなければならぬ。⁶⁷⁾極東軍は、重光試案が在日米軍基地の役割縮小につながることを意識していたか、あるいは単に既得権益を守ろうとしたか、いずれにせよ、日本の防衛力と在日米軍基地を在日米軍、在韓米軍の役割と一体化し、地域安全保障情勢に寄与させるという意図を明確にさせようとした。しかも、日米安保体制は米国の地域安全保障上の考えから構築されなければならない。

八月一七日、重光は準備した訪米声明文の第一稿をアリソンに渡した。声明文ではまず、米国と自由世界とのより緊密な連携を謳い、対米協調姿勢を強調した。つぎに、現行の安保条約と行政協定は不公平で、対米依存の象徴

でもあり国内共産勢力の増大の一要因でもあると指摘し、反共政策を成功させるために日米安保関係を米国とアンザス諸国、フィリピン、中国（台湾）、韓国などとの防衛関係のような「同レベルの平等な」地位に改善する意志を強く示した。⁽⁶⁸⁾ここでは、対米協調強化にもまして、条約改定について米国の譲歩を迫ることに重点があった。

このような流れの中で、国務省は重光訪米について最終決断に迫られていた。二十三日、極東問題担当国務次官補代理シーボルトはダレスに正式なコメントを提出した。報告書によると、重光試案と新防衛政策は、日本の自国防衛責任の意思を表明してはいるが、集団安全保障への積極的な参加姿勢を示した意欲以上のものではなく、「われわれを日本から追い出そうと夢中である」にすぎず、米国にとって実質的なメリットはあまりないものである。

シーボルトによれば、重光試案の中で確かに集団安全保障取り決めの制定は盛り込まれているが、中国（台湾）、韓国あるいはフィリピンに在駐する米軍が攻撃された場合、日本が米軍を支援しないことも明らかである。さらに、在日米軍を完全に撤退させ、現行の行政協定に代えて在日米軍を管理（*govern*）する新しい協議の締結が真の狙いであるため、新条約の中に在日米軍駐留維持の条項を挿入すべきだと提言した。しかしながら、シーボルトは、現段階では条約改定がまだ必要ではないと主張した。

「軍事的、法的に考えれば、現行の取り決めがよりよい。西太平洋においてわれわれが管轄している地域に攻撃された場合に、日本がわれわれと共同に行動すると約束してくれるということは一歩前進であり、われわれの望んでいる（日本の）集団安全保障取り決めへの参加のワン・ステップだが、これは、われわれの部隊が日本及び日本周辺に配置できる権利と比べれば、それほど価値がない」⁽⁷⁰⁾。

従って、シーボルトは重光訪米の際に、在日米軍の削減や財政貢献の削減については交渉してもよいが、現時点では、相互防衛条約を改正するよりも現行の条約がより効果的だと指摘し、改正は時期尚早だと結論を下した。

文書の最後に、シーボルトは重光が訪米の際に相互防衛条約の締結を提案した場合に、次のような答えをダレス国務長官に進言した。

（一）原則的に、米国は適切な時期に、相互防衛条約の交渉に応じうる。

（二）日本国民が日本の防衛努力をどのように支持するか、また相互防衛の概念に関する動向については、米国は更なる研究の必要がある。

（三）米国は当面に新条約の内容に対する更なる検討が適切ではないと認識している。⁶⁴

ここで、条約改定交渉を始動する重光の最大な狙いは完全に泡と消えていたといえよう。この文書は、国務省が次第に相互防衛への参加意欲重視から日本における既得権利の確保策をとり始めたことを意味する。つまり、集団安全保障への参加姿勢より、実際に集団安全保障の機能を果たしている在日米軍と在日米軍基地の役割及び運営の確保が最重要視されたのである。つまり、旧安保条約の眞の価値の所在は、在日米軍と在日米軍基地とその機能の維持こそであったのである。

また、在日基地と米軍の自由使用をまず維持し、その利権が脅かされた場合に「相互防衛」を理由に、基地の継続的使用の確保を国務省は考えていた。日本の対米協力強化によって日本における米国の軍事利益がより確保できる場合に、条約改正が可能になるという論理である。つまり自立志向の日本を許容するとしても、それはより堅固な防衛関係の構築を進めることを前提するものでなければならぬ。そして、米国の意図をできる限り日本側に伝え、重光試案がもたらしかねない米国の軍事利益上の危険性を断つことは、重光訪米の際の米国側の最も重要な目標となる。こうして、日米の双方が独自の意図を持ちながら、重光訪米を迎えることになった。

注

- (57) *DUSJ: VII955, Vol.1, p.144.*
- (58) *Ibid., p.145.*
- (59) 陸軍五軍団十五師団で三四万八千人(後方支援部隊も含む)、海軍作戦艦艇三〇万トン、空軍三六個飛行大隊という指標である。 *Ibid., p.146.*
- (60) *Deptell128, DUSJ: VII955, Vol.1, p.115.*
- (61) 同時に大使は、日本を米国の集団安全保障枠組みに引き込ませる一つの手段として利用できる点で試案の意義もあると指摘し、日本の集団安全保障への参加意欲を評価した。 *Embte1400, DUSJ: VII955, Vol7, p.85.*
- (62) 電報によると、重光は改定試案内容を内閣に、さらに鳩山にも伝えず、徹底的な秘密主義を貫いていたようだ。
- (63) *Embte1409, DUSJ: VII955, Vol.1, pp.150 - 151.*
- (64) *Ibid., p.153.*
- (65) *DUSJ: VII955, Vol.7, p.91.*
- (66) *Ibid., p.92.*
- (67) *Ibid., p.93.*
- (68) *Embte1450, DUSJ: VII955, Vol.1, p.175.*
- (69) *DUSJ: VII955, Vol7, p.96.*
- (70) 同時に日本側は、在日米軍の撤退と日本防衛力の増強という内容は、新条約とは別の文書で定めても構わないと一定の譲歩を示した。
- (71) 文書によると、日本からみれば現行の条約は不平等であり、日本は米軍の在日駐留の権利を与え在日米軍を支援しなければ

ならないが、米国は応分の責任を果たしていない。そのため、日本が自国の防衛能力と相応した十分な防衛力を備えた場合、現在の条約を相互防衛的なものに取り代えなければならない。DUSI: VII955, Vol7, p.95.

(72) Ibid., p.96.

(73) Ibid., p.97.

第三章 重光・ダレス会談とその思惑

一 第一回会談——共同利益の強調

重光の企図は何だったのか。同行した民主党幹事長の岸信介によると、少なくとも三つの目的があった。第一は日ソ交渉について米国の理解を得ること、第二は安保改定を含む日米安全保障関係の改善、第三は当時進行中の「保守合同」への米国側の理解を得ることである。その中で、「ダレス・重光会談の一番大きな狙いは、日ソ関係をよくするということに対してアメリカの了解を十分求め、アメリカがそれについて誤解したり異論をもつたりすることのないよう説得することにあつた」⁽¹⁾。しかし、この会談の当事者でもあつた岸が会談のすべての真相を語ることはなかつた。

会談録を見ると、日ソ交渉に関する日本側の真意をダレスに説得するよりも、重光が「平等」な安保条約への改定を米国に「強引」に受け入れさせることをより重要視したことがわかる。つまり、訪米の際に、条約改定交渉を

一切行わないという米国側への言質にも関わらず、会談での重光は、条約改定しか頭に入っていないようであった。当時の外務省が作成した会談録から、その具体的内容を検証してみよう。

八月二三日、盛大な見送りを受け出航した重光は、二七日は終日自室で加瀬駐米大使作成の演説原稿を議論し、随員と準備を行った。⁽²⁾ この一連の準備はあくまでも外務省職員との間で行われたため、同行した岸と河野は蚊帳の外に置かれていた。岸の回顧録によると、二八日夜の打ち合わせ会に、岸と河野は、初めて重光の演説稿の内容を知った。さらに両氏は、日本国民の反米思想と共産主義の脅威を抑えるために条約改定を行うという重光の論理に疑問を投じたが、重光に「どうぞお任せお願いたい」と「自信満々」に応えられ一蹴された。⁽³⁾

なぜ重光がそこまで自信を持っていたのか、彼の手記には何らの言及もないが、前述したように、米大使館との事前の話し合いが首尾よく進んだと信じ込んだようである。つまり、試案に盛られた集団安全保障への参加意思が米国に評価され、安保改定に値するものだと重光は判断したと思われる。そして、重光とダレスは、相手の意思を十分に理解せぬまま会談に入ったのである。⁽⁴⁾

八月二九日、国務省にて第一回会談が始まった。⁽⁵⁾ ここでは、国際情勢や日米関係全般に関し意見交換が交わされた。重光は、両国の「親愛」関係は「東亜^{トウア}における平和と安定の主たる支柱の一つである」と強調し、日米関係の重要性に対する日本政府の認識をアピールし、米国側の懸念の払拭に努めた。⁽⁷⁾ したがって、重光は、事前に準備した文書を「朗読」し始め、日本国内における共産勢力の「平和攻勢」を理由に、自国の防衛力強化という「条件付け」で安保条約の改正要求を米国に示そうとした。

まず重光は、ゼネバ会議について自身の見方を示した。重光によると、ゼネバ会議の結果は共産勢力の「平和攻勢」の勝利であり、「武力において自己の劣勢を認めざるを得なかった」共産勢力が「平和手段によって形勢を有利

に導かんとしつつ」あり、特に東アジア地域において平和攻勢をかけている。この攻勢を受け、日本国内の共産主義の脅威も増大する一途であり、共産主義勢力は、すでに政治、社会、文化など各方面に浸透しつつあり、さらに憲法改正を反対し、米国を「駆逐」することを試みている。そのため、日本政府は国内の「合法運動」である共産勢力の平和攻勢を「一番危惧している」。

なぜ国内の共産主義脅威をそこまで強調されたのか。重光はこの脅威に対抗するため、日本は自由主義陣営の一員として米国と「緊密」に協力しなければならないと考え、その具体策が「憲法の再検討、自衛軍備の建設、自衛経済の達成」にあると説明し、この「脅威」を論拠に安保改正を求めようとしたからである。この中で、重光が一番強調したのは防衛力強化であった。しかしなぜ防衛力を強化しなければならないのか、重光は強い口調で次のように述べた。

「日米間の現在の共同防衛組織は当時の事情によって日本が自衛のためにも武装兵力を持ち得ないという独立否認に等しい誤った憲法解釈に立つて造られたために、全く不平等の關係に出来ている。即ち日本の防衛の責任は米軍の負担する処となりこれに要する経費の相当の部分日本が分担することになつて……国防問題に關する日米不平等の位置は日本が自衛能力を欠くことから来る処であつて元より米国の責任ではない。しかしこの点が日本の米国への隷屬關係であるといつて左翼勢力の反米思想鼓吹の根源をなしているのである。わが政府は日米の友好協力を阻害するこの不当なる事態を是非とも改めなければならないと考へている」⁽⁹⁾。

つまり、米国への従属的かつ不平等な關係を改正するために防衛力強化を謳つたのである。即ち、防衛力の強化こそが条約の改定とリンクしなければならぬとするのが重光の立場であつた。

こうして、重光は日本の新防衛計画を紹介し、三年以内に陸上自衛隊を十八万人まで増員する（現段階十五万

人) ことで、在日米地上軍をこれに交代させていくことを提案したのである。そして、このような「不平等」な日米関係をどのように改正すべきか、重光は「日米協力がわが外交方針の主要にして不動の方針」だと強調しながら、自身の新たな日米関係図を打ち出した。

「われわれの画いている防衛に関する仕組は今日までの防衛方式を根本的に改めることにより日米間の新たな関係を創始するものである。即ち安保条約及び行政協定の如きは相互主義を基礎とする対等者間の同盟に置き換えられなければならないと思うのである。現行の条約及び協定を廃して米華又は米比もしくは米韓間のそれと同様の形式の相互防衛条約に改められるべきである」。

それによって、日本国内の共産勢力の宣伝に「極めて効果的」に利用されている日米共同防衛及び日米経済協力関係は対等なものになり、「左翼関係の画策を封じること」ができる。従って、重光は、戦犯の釈放及び小笠原群島の返還を求め、「自立経済」を樹立するために、米国の経済援助、日米貿易バランスの改善、日本の対中貿易の緩和などことを米国に申し入れた。

最後に、重光は再び「われわれ反共主義者は全力を挙げて保守勢力の結集を計り政局の安定を実現し自由なる民主主義国家として日本を再建し東亜における安定勢力として太平洋方面の平和に貢献したい決意を有している」と地域安全保障への関与を米国に示した。重光の改定への論理は極めて単純で、国内左翼の反米運動及び共産勢力に対処するため、「不平等な」条約を「平等」に改定すればよい、言い換えれば「反米」あるいは「離米」的な態度で、米国との協力を深化させるという矛盾した論法であった。

さて、重光の発言に対しダレスはまず、ゼネバ会議は「ソ連の従来の政策が成功した結果ではなくむしろ失敗の結果であり」、ソ連の弱みの露呈にすぎないと異論を唱え、対ソ国交回復交渉を認めてもよいが、米国は中国大陸の

共産党政権を承認もしないし国連加盟も認めないと言明し、日本の対中接近を牽制した。⁽¹²⁾しかし加えてダレスは、アジア地域における日本の積極的役割に対する期待感を以下のように語った。

「米国はアジアにおいて大なる利害関係を有しているが、その一員ではない。日本はアジアの国であり、偉大なる一員であり而も (Great Asian Power) である。従つて日本が現在より以上のインフルエンスを持ち米国が現在より少いインフルエンスを持つ様になることがノーマルな姿である。米国の希望するところは日本によつてかかるノーマルなバランスオブパワーが造られることにある。吾々はアジアにおいて斯る役割を演じ様とする野心はない。西太平洋地域に関する限り日本により斯るインフルエンスが及ぼされるに到れば吾々は幸福であろう。…米国は米国自身として強大であり日本の邪魔になることは絶対でないであろう。日本はその偉大なポテンシャルティによりずつと以前に影響を有する要素であるべきであつた。尤もこのインフルエンスは常に健全な方法で用いられなければならない事はもち論である」。⁽¹³⁾

ダレスは、「西太平洋地域」における日本より大きな影響力を期待し、強い日本が「健全な方法」で、米国に協力して行くことは、米国の地域安全保障上の利益であることを明らかにした。ここでの「健全」というのは、軍事力を含めてより地域に関与せよという米国の対日期待感を柔軟的に示したものといえよう。従つてダレスは、「真に強い政府が作られた場合には日本側としても米国との交渉がやり易いことを発見されるであろう」と⁽¹⁴⁾と強力な政権の成立が日米関係修正の必要条件だという米の立場を示唆し、条約改正について重光との議論を避けようとしてゐる。

第一回会談では、ダレスが日本に対して好意的な態度を示していたともいえる。なぜなら、日本が地域安全保障への関与意欲も、米国と集団的安全保障関係を樹立する意思も、日本を米国の地域安全保障戦略にリンクさせると

いう米国の対日政策目標に合致したからである。もし日米安全保障関係に関わる会談がその線に沿って続き、あるいは日米防衛関係をめぐるとの会談が日本防衛力の強化、集団安全保障への関与という「共同利益」を強調する範囲に止まり、日米関係の是正を目指した条約改定が提起されなければ、重光の訪米は恐らく「成功」に収まったであろう。しかし、翌日行われた防衛問題会談はこの筋道から逸脱するものとなった。

二 第二回会談（一）——条約改定への固執

翌三十日、両国は安全保障関係を中心に会談を行った。日本側はほぼ前日と同じメンバーで臨んだが、米国側はロバートソン国防次官、ラドフォード統合参謀会議議長など国防省の高官を加えた。会談は前日と同じように、重光が事前準備した文書の「朗読」で始まった。重光の発言には、日本の防衛力増強、在日米軍の撤退、新しい日米相互防衛条約の締結といった内容が含まれていた。

まず重光は、日本は自国の防衛に努めており、更に強化の必要性があるとの認識を示し、新しい防衛計画を提案した。⁽⁵⁾しかし、この計画は「米国が陸上部隊を手始めとして米軍を日本から逐次撤退することを可能ならしめるもの」という条件付きであった。さらに、重光は日本政府がこの計画の実施や米陸上部隊の撤退における莫大な財政負担を負うため、「米国政府行政協定により現在日本が負担している防衛分担金を実質的に削減し且つかかる分担金制度そのものを究極的に廃止すること」をダレスに申し入れ、直ちに条約改定を求めた。

「われわれは現行の安全保障条約に代わる新たな防衛条約を締結することを目的として事態を再検討すること
が、両国の最高の利益に合致する時期が到来したものと考える。

安保条約調印の際は非武装化された日本は、集団安全保障機構における平等の基礎を有するパートナーとして立つ地位になかった。さらに当時の新憲法の解釈と財政的経済的困難の故に、日本政府は相互的基礎に立つ軍事的双務協定を締結することが不可能であった。しかしながら今や日本は、現実にNATOまたはSEATOのある国の軍備を凌駕する軍事力を保有しており、またそれは六カ年計画の上にさらに増強されようとしていることにかんがみ、現在の一方的安全保障条約に代わる双互（相互——筆者）的基礎に立つ新防衛条約を両国間に締結する機運が熟していると考ええる。

かかる新条約は米国とオーストラリア、ニュージーランド、ヒリッピン、韓国、中国等との間に締結されている条約になす『各締結国が西太平洋における他方の締結国の領土又は其行政管轄下にある地域に対する武力による攻撃は自国の平和と安全にとつて危険なものであることを認め、その憲法上の手続きに従つて共通の危険に対応する行動をとることを宣言する』という趣旨の相互防衛に関する規定を含むことが出来るであらう⁽⁶⁾。

訪米前の事前打ち合わせの中で、安保改定の問題に言及していなかった重光はここで、以下の二つの「根拠」をもつて安保改定の意志をはっきりと打ち出したのである。

一つは、国内政治の側面での国内の共産主義の脅威に対抗するため「武器が必要であり、自分はその武器を求めているのである。現態勢においては共産党に対抗する武器を失うのであらう。われわれは現行の不完全な条約に代わつて新しい武器を考えなければならぬ。これは相互防衛条約⁽⁷⁾だという国内政治対処論である。

もう一つは、防衛力の側面でも、日本は自国の防衛に十分な能力をすでに回復し、米国の同盟国の中でも有数の強力な国として成長してきたため「日本防衛という「負担」を米国にかけないことである。『日本の自衛力は既に組織されている、日本が既に自衛力を有すことに応じて現在の機構を改めるべき』だという自衛力充分論であ

る。⁽⁸⁾

重光は、これら共産主義脅威と自国防衛可能という二つの論理を持ち出し、さらに日本が限定的な相互防衛責任を負えば、米国も譲歩をせざる得なくなり、日本に平等な地位を与えうると信じ込んでいたようである。

しかし、ダレスの回答は、重光の論理を根底から否定し、条約改正を「無遠慮」に拒否するものであった。⁽⁹⁾ ダレスは米軍の撤退と日本の防衛分担金削減について柔軟な姿勢を示したが、この「譲歩」は重光の提案に応じるものではなく、あくまでも「日本の防衛力増強に応じて米軍を逐次撤退する」という米国の政策に基づいた判断だと述べ、安保条約の改正が「時期尚早」だと重光の論理を淡々と一蹴した。

「自分は新たな条約態勢を真に実行性のあるアレンジメント (practical working arrangement) にするために必要な支持が得られるか否かについて疑をもたざるを得ない。安保条約による既存の関係を新たな関係に移すことに躊躇せざるを得ない。われわれは現在の日米関係を多とし不確定なものに移ることを欲しない。……最初から安保条約は永久的なものではなく、時機が来れば新たなコースがとられるよう注意して来た。日本が自衛の意志を固めるに従って再考しなければならないと最初から考えていた。しかし今の所その時期は来ていないと思う」⁽¹⁰⁾

従って、ダレスは、「新条約の締結は、日本がより有効に自由諸国との協力に貢献し得る様になり又は共産主義に充分対抗し得る程度に強力になり且つ国会の支持が確保される時期に行われるべきである。今ここで新条約に切替えることはかえって共産党に乗ずる機会を与えること」となり、「条約を代えなければ共産党に対抗できないと言ふことであれば最悪の事態といわざるを得ないが、自分はそうは考えない。日本が自己の力によって強国となることをもって共産党と戦うことが出来る」と述べ、日本の国内政治が安定しなければ、条約の改定が実現としても実施は無理だと論じ、重光の「共産主義対処論」に「憂慮を抱き」、真っ向から反論した。

ここからも分かるように、共産勢力への対抗には、米国に「平等」な立場を求めるよりも、むしろ共産勢力の影響を抑える意志を強く持った政権の樹立がより効果的であり、政権あるいは国会における保守勢力が強ければ強いほど、共産勢力を弱体化させることができ、安保改定の可能性もより現実的になるといえる。さらにダレスは「自分の見る所現在の国会における反対分子は日米関係の破壊を目的としている。一旦日米関係が破壊されれば停止する所を知らないであろう」と述べ、日米安全保障関係に損害を与えることは許されないと暗に警告した。

しかし重光は諦めようとしなかった。ダレスの指摘を避けて、彼は話題を「平等条約」のあり方に移した。重光の考える「平等な」条約とはフィリピンと同様のものである。重光は日本がすでに「自衛力を保有して」おり、「平等」の条件を満たしたので「平等の基礎における条約を希望」と指摘し、そして「日本国民は何故日本が不平等でなければならぬのが了解しかねている」ため、日米両国は条約改正の交渉プロセスに入れるべきだと再び強調した。

ダレスは、「条約は十分な自衛力が出来た時に考慮すればよいではないか、たとえば三年経ってから考えてもよいではないか」とやや軽い口調で述べ、この話題に深く言及したくないように見える。しかし、重光は「防衛増強計画完遂には三年又はそれ以上を要するが極力努力している」と強調しながらも、「新たな基本的構想の下に条約の態勢を改善することを検討する時期が来ている」という立場を堅持し、さらにダレスの態度に「失望を禁じ得ない」と不満を表明した^四。

これに対し、ダレスは直接答えず、話題を統合参謀本部議長アーサー・W・ラドフォード海軍大将に譲って、日本の防衛力に関する「専門家」のコメントを重光に聞かせた。ラドフォードは重光の六カ年計画が「日本の安全保

障のためには充分でない」と断言した。

「(六カ年計画は)米国の援助への依存を前提としている。在日米軍の半分は後方補給部隊即ちテクニシヤンのグループである。戦闘部隊は撤退できるとしても日本側の計画には補給部隊の各種施設を運営する人員が含まれていない。日本の制服の人には必要性を承知しているが問題はかれらが充分な計画を立案することを許されていないことに存する。要するに未だ米軍と全面的に交替するには不十分である、米国としては軍事的立場からも兵員を本国に帰還せしめることを希望しているが、そうすることは現状においては未だ危険である。後方補給部隊は海空軍についても同様であり撤退を約束することは出来ない。

要するに戦闘部隊は別として補給部隊を増強すべきであり、補給部隊を維持する能力はNATOやSEATO諸国と比して日本の方が大である。日本は産業的にも経済的にもこれらの国に比し強大である。日本の計画は控え目過ぎるので未だ撤退はできない。今撤退出来るということはオネストでもなければ良心的でもない。

しかし自衛力の増強に依じて兵力削減を現に計画していることを申し上げたい。過去においても日本の増強より早い速度で米軍を削減して来た。しかし戦闘部隊と補給部隊は区別しなければならぬ。又陸軍の補給部隊は海空特に空軍の補給の主力を担当している。又空軍施設の防空も陸軍が担当している。現在約七万の陸軍中約半分が補給部隊である。結論として日本の計画は均衡がとれていない」^四。

ラドフォードは日本の防衛力増強計画が後方支援部隊と前方展開部隊を分けて考慮すべきだが、「現時点から三年を経て、在日米軍の後方支援機能をうまく引き受けることはできないため、現時点の在日米軍の撤退は不可能だとして、日本防衛力不十分論を新たに打ち出した。

しかし、ここには一つの落とし穴がある。つまり、誰に、何のために「後方支援」を行うかについて、ラドフォー

ドは触れていなかったのである。前述したように、米国は在日米軍と基地の役割がアジア全域における米軍事作戦の兵站支援提供にあると認識していた。そして、日本の防衛力が在日米軍に取って代わることを望むなら、在日米軍のすべての役割を引き継がなければならない。そこではじめて、米国への「後方支援」によって、日本の防衛力が米国の地域安全戦略とつながるのである。

よく考えれば、日本の防衛力に対するこの要求は日本がすでに日本を守れるという重光の論理を認めたものだと見える。つまり、日本防衛力の潜在力が「NATOやSEATO諸国に比し、大で」あり、この「補給部隊を維持する能力」が日本を守る以上のものであることを米国が認めたことになる。問題は、重光とは異なり、米国がこの能力を日本の防衛のみならず、地域安全保障に関連づけ、米国の戦略に補足させようとするところにある。つまり、ラドフォードの主張は米国の地域安全保障戦略における日本の価値を率直に述べただけである。

そして、ロバートソンは、日本の自衛力の規模、補給部隊の整備等について日米共同委員会をつくり、「最高レベル」での日米防衛協力の推進と、目に見える形での日米防衛協力体制への格上げを提言した。しかし重光は、この共同委員会が防衛当局レベルに止まり、政府レベルのものになつてはならないだけでなく、「拘束するものではなく単に勧告を行う諮問機関」になり、また「条約を検討すべきものになるべきだ」と主張し、共同委員会が日米防衛協力強化の印ではなく、条約改正のためのものだというイメージを植え付けようとしている。

さらに、重光は再び国内の共産主義の脅威を取り上げ、「現在の方式（現行条約）のままで維持しようという考えでは共同委員会も困難となる」とその存在意義に疑問を投げ、安保改定交渉が始まらなると、日米防衛協力関係は根幹から危くなると半ば脅しのように語り、日米安保関係の強化や日本防衛力に関する議論を避け、国内共産勢力對抗策の論理に引き戻そうとした²⁴。メモの内容を見る限り、これまでの会談は比較的穏かに進んできたが、この重

光の発言を聞いた後、ダレスは不満を抑えきれなくなった。

三 第二回会談(二)——ダレスの改定批判

重光の議論は、米国からの「独立」や「自主」を突きつけながらも、「米国離れ」を主張することによって日米防衛関係を強化するという矛盾を孕んだものであった。ダレスは、重光の議論を厳しく批判し始まった。²⁴

「共産党に対抗することが条約更改の唯一の理由であるならば失礼を鑑みずそれは全くの誤りであると申し上げたい。共産党は集団保障機構に入っている国に対しても同様のことを云い、各国の孤立化を狙っている。相互防衛取極によつて保護されている国のみが安全である。共産党の宣伝に対抗する唯一の途は、マグサイサイ・アデナウアーの如く米国と進んで協力し、米国が自由陣営の指導勢力であり米国の援助を受けこれを誇りとすることを国民に知らせることであると考える。米国の重要性を否むことは駄目である。もとより何時の日か条約の更改が実現することを望んでいる。提案された条約の下において、日本は本来に米国を援助することが出来るのか。未だ日本は相互防衛の能力がない。日本は国内の態勢を立て直さなければならぬ。私は昨日の大臣の話を聞いて憂慮している。……我々が全部本国に引き上げ安全保障がなくなれば共産側が侵入して来るであろう。自由諸国は夫々単独では自衛する能力はない。問題の解決は共同(Gattaching)にある。各国が共通の目的に貢献することにあり。かくして初めて事態は改善される」。

まず、共産勢力に対抗する方策は、対米自立へのアピールではなく、米国主導の集団的安全保障枠組みへの協力と参加だというのがダレスの主張であった。次にダレスは、「独立完成」のための条約改正という「独立自主」の姿

勢を批判し、日本が米国と「相互依存関係」を構築することこそ、真の独立が得られると強調した。ここでダレスは日本国憲法を挙げ、「相互防衛」の有効性をめぐって重光と議論した。

ダレス「自衛力が完備し憲法が改正されれば始めて新事態といふことができる。現憲法下において相互防衛条約が可能であるか。」

重「しかり、日本は自らを守ることが出来る」

ダレス「日本は米国を守ることが出来るか。たとえばグワムが攻撃された場合はどうか」

重「その様な場合は協議をすればよい」

ダレス「自分は日本の憲法は日本自体を守るためにのみ防衛力を保持出来るというのがその最も広い解釈だと考えていた」

重「しかり、自衛が目的でなければならぬが兵力の使用につき協議出来る。」

ダレス「憲法がこれを許さなければ意味がないと思うが如何」

重「自衛である限り協議が出来るとの我々の解釈である」

ダレス「それは全く新しい話である。日本が協議に依って海外出兵出来ると云う事は知らなかった。」

ダレスは憲法改正なしの相互防衛は不可能であると主張した。ここでは、いくつかの問題に留意すべきである。

まず、日本が自衛できれば米国の満足を得られるという重光の認識がはっきり表れたことである。重光は他のアジア同盟国に比べ日本の対米貢献度は最も高いとの認識に基づき、日本の防衛責任イコール対米貢献という構図しか考えておらず、日本及び在日米軍の日本防衛以上の役割を重視するという米国の立場を軽視し、あるいは見落とされていたと考えられる。

また、「憲法に従い」「自衛である限り協議が出来る」という重光の日本防衛力への法的解釈にも注目すべきであろう。重光はこの「協議による相互防衛」を以下のように解釈している。

「日本は海外出兵についても自衛である限り協議することは出来る。日本がこれを承認するか否かは別である。……日本は既に防衛力を有し又これを更に増強することについては協議する用意がある。……現条約は対等でなく米国に依存している。われわれの希望は平等の立場で米国とパートナーとなる事である」。

つまり、重光は「自衛」のためにも海外出兵ができると強引に論じている。もちろん重光は「憲法の手続きに従う」「協議」など言葉を使い、自分の立場から後退する余地を残し、海外出兵を曖昧にしようとしているが、日本防衛力が憲法の解釈によって海外に出兵し、集団自衛権を発動することもありうるという「解釈改憲」の余地を残した。しかし、条約改定が憲法改正まで進めば、やはり行き詰まりである。また時間上の問題もあり、両者ともその話題に深く分け入ることはしなかった。最後に重光は防衛分担金問題の再検討をダレスに求めた。

実は、防衛分担金問題については「増強米軍の削減に応じて分担金を減額することは米国として容認出来る」というダレスの答えがすでに得られていた。ここで再び提起したのは、重光がそこまで堅持していた条約改定の主張を一步後退させ、この分担金問題の解決を「最小限」の要求、あるいは「理論上の平等」の象徴としてダレスに確認させ、具体的な訪米成果を確保したいとの狙いがあったといえよう。

ダレスが分担金交渉について「甚だ遺憾である。何とかそれは避けねばならない」と応え、ラドフォードも「元より日本の防衛増強に依りて分担金は削減しなければならぬ。共同委員会で協議することが適當」だと、この問題の早期解決に基本的に同意した。米国側もなんらかの成果を互いに上げようという考えを持っていただである。そして最後に重光は、防衛問題に関する内容を双方のコミニケに盛り返すかあたりに、以下の四つの項目

をダレスに提案した。

（一）原則論として米国は新たな防衛条約の締結に同意する。

（二）日本は、新たな相互防衛条約に基づく防衛機構を樹立する。

（三）日本は、「日本の防衛力が国防のため適切と見られる規模に到達し次第に、現行安保条約に代るべき新たな相互防衛条約の準備のための、作業を直ちに開始することを提案する」。

（四）この準備作業は「通常の外交交渉を通じて継続される」。

ここに、米国が条約改定を認めたとの印象を何としても残したい重光の意図がよく現れていた。しかしながら、重光の提議の中で、日本防衛力の強化がより明確にされつつも、会談で言及された在日米軍撤退につながる条約改定の要求は見つからず、当面は改定の意向しか米国の肯定的な態度に求めないと従来の立場から後退したといえる。これはダレスには歓迎すべき内容であった。実はダレスは、「書き物で検討したい」と応え、以下のような発言をした。

「私は日本が世界の強国としての地位につくことを期待している。……（しかし）米国に反対の立場をとることが当面の問題を解決する唯一の道であるとの考え方には憂慮を禁じえない。……今日日本の事態が困難であることは分るが、この事態は遠からず変化し、日本は日本自体のみのためだけでなく他国のためにも力を尽くし得る日の到来する事を期待する。……日本が世界の主要国となることを望んでいるが、米国に背を向けてはそれは出来ないと思う」。

この発言が、重光・ダレス会談に関する米国側の総括であった。ここで「世界の主要国」になれるという対日期待は、安全保障において日本が日本以外の地域にも貢献することであろう。しかしこれには二つの条件がある。一つ

は、「米国の背を向けては」できないことである。つまり、日本が「世界の主要国」になるには、日米防衛関係を通して米国の地域安全保障戦略に協力するしかない。もう一つは、日米関係の安定化には、日本国内の保守勢力の集りに頼らなければならないため、強力な保守政権の樹立が必要条件となることである。

ここで二時間半にわたる第二回会談は幕を下ろした。翌日に公表された日米共同声明には、日米関係の協力強化を主張したほか、以下の内容が含まれていた。

「日本が、できるだけ速やかにその国土の防衛のための第一次的責任を執ることができ、かくて西太平洋における国際の平和と安全の維持に寄与することができるような諸条件を確立するため、実行可能なときはいつでも協力的な基礎にたつて努力すべきことに意見が一致した」⁽²⁹⁾。

この内容は、基本的に重光の最終提議を受け入れたものだが、唯一追加された部分はその「西太平洋における国際の平和と安全の維持に寄与」という一節である。これに対して、通常「且つ」と訳されるはずの「and」は、「かくて」と訳されたことは重光が国内世論に配慮したものだという指摘もあり、重光の条約改定への強い意識に対するダレスの「精一杯のサービス」だという指摘もある⁽³⁰⁾。しかし、ダレスが重光の提議内容をほとんど受け入れた上で、さらに「サービス」を与える必要はないはずである。これは、米国が重光の提議を受け入れる代わりに、「西太平洋」を共同声明文に盛り込んで、日本が地域安全保障により貢献すべきだという期待感を表したものであったのではないだろうか。

米国はこの会談を通し、日本側がイニシアチブを試みた条約改定の努力を断った。そして、五五年に日米関係に生じた一連の出来事は、六〇年安保条約改定プロセスや、以後の改定問題をめぐる両国のそれぞれの行動にどのような影響を与えることになるのであろうか。重光・ダレス会談は、いわば米国の構想と異なる日本独自の試みの終

点となり、そして、米国が構図した日米安保体制の歩みの起点として位置づけるであろう。

注

- (1) 原と岸信介とのインタビュー（一九八一年一月三十日）、原『戦後日本と国際政治』八一頁。
- (2) 重光葵、前掲書、七三四―七三五頁。
- (3) 「河野手記」、岸信介、前掲書、一九二―一九三頁。
- (4) ダレス・重光会談は八月二九日から三日間にわたって三回行われた。第三回は、日米経済関係を中心としたものであり、安保条約の改正問題をめぐるやり取りは主に第一回、第二回に絞られたため、本論では第一回、第二回の会談内容に焦点を当てて議論していきたい。
- (5) 第一回の会談は、世界情勢、日米関係など全般的に意見交換を行ったものである。日本側の出席者は重光外相、河野農林大臣、岸民主党幹事長、井口大使、加瀬大使、島公使、松本官房副長官である。米国側は、ダレス國務長官、マーフィ次官代理、アリソン大使、シーボルト次官補代理、マカードル次官補など國務省高官のみであった。
- (6) 文書は「ゼネバ会議の意義」、「日本における共產主義」、「わが防衛努力」、「日米の新関係」、「戦犯問題及び領土問題」、「自立経済」、そして「結び」という七つの部分により構成された。
- (7) 外務省「外務大臣、國務長官会談メモ（第一回）昭和三十年八月二九日」（極秘）（以下第一回メモと称する）、二頁。
- (8) 第一回メモ、四一六頁。
- (9) 第一回メモ、九一十頁。
- (10) 第一回メモ、十頁。会談の中で、重光は在日米海空軍の全面撤退を提起しなかった。その理由については、下田・パーソンズ

会談において、下田が在日米海空軍とその基地の撤退についてまだ交渉の余地があると述べたように、重光が、「全面撤退」を交渉のカードとして取り扱っていると推測される。

- (11) 第一回メモ、十二―十六頁。
- (12) 第一回メモ、二十一―二十四頁。
- (13) 第一回メモ、二十六頁。
- (14) 第一回メモ、三十頁。
- (15) この防衛力強化計画によれば、「陸上兵力は一九五八年日本会計年度末までに十八万人、海上兵力は三万四千名艦艇十二万三千九百屯(トン)、航空兵力は航空機一千三百機、人員四万二千名に、一九六一年日本会計年度末までに増強される」。外務大臣 国務長官会談メモ(第二回、昭和三十年八月三十日)(以下、第二回メモと略す)、三三頁。
- (16) 第二回メモ、三四―三五頁。
- (17) 第二回メモ、三十九頁。
- (18) 第二回メモ、五一頁。
- (19) William R. Nester, *Power across the Pacific: A Diplomatic History of American Relations with Japan*, Macmillan Press, 1996, p.272.
- (20) 第二回メモ、三六―三七頁。
- (21) 第二回メモ、三九―四〇頁。
- (22) 第二回メモ、四一―四三頁。
- (23) 第二回メモ、四四―四五頁。
- (24) 第二回メモ、四六―四八頁。
- (25) ダレスの反論及び「相互防衛」をめぐるダレスと重光との間の攻防は、第二回メモ、四九―五一頁を参照。

(26) 第二回メモ、五〇頁。

(27) 第二回メモ、五三―五四頁。この新たな防衛機構について重光は何らの解釈もしておらず、メモの中でもここにしか提起されていない。前述したように、重光は、七月に国防会議設置法案が廃案となったことは、鳩山政権の「自主国防」政策に大きな打撃を与え、安保改定にも悪影響を与えうると認めた。そのために、ここで重光は日本が防衛力増強により一層力を入れる決意を米国にアピールしようとしたのではないかと考えられる。

(28) 第二回メモ、五五―五六頁。

(29) 細谷千博・有賀貞・佐々木卓也編『日米関係資料集1945―1977』（東京大学出版会、一九九九年）三四九頁。

(30) 大森実『特派員五年―日米外交の舞台裏』（毎日新聞社、一九五九年）一〇〇―一〇三頁。

(31) 坂元、前掲書、一五〇―一五一頁。

おわりに

重光・ダレス会談は、一九五五年に日米両国が相手国に対する政策を調整した後の初めての高官会談であった。また、会談では一般論に止まらず、当時の日米安保関係において最も核心的となる条約改定をめぐり激しい駆け引きが交わされた。

岸の回顧録が語る重光の「挫折」説とは対照的に、外務省欧米局第二課長安川壮の回顧によると、重光は「たった三日でこれほど成功した外交交渉はかつて日本の歴史の中になかった」と満足した様子を記している⁽¹⁾。確かに、

重光は会談で終始積極的に自己主張を貫き、条約改定をダレスに強く迫っていた。そして、「共同宣言」の中で、「また、このような諸条件が実現された場合には、現行の安全保障条約をより相互性の強い条約に置き換えることを適当とすべきことについても意見が一致した」という記述は、重光にとって、米国が条約改定の交渉開始を認めたと解釈しても通れる内容であろう。

さらに、第二回会談の最後、重光は改定交渉の開始を再び提起することはなかったが、条約改定の要求自体を撤回したわけでもなかった。重光が、今回の会談が試案に沿って改定に向かう第一歩だと判断しても不思議ではない。ただ、前述したように、この判断は重光の誤算であり、米国の拒否理由を深く読めなかった結果であった。重光が考えている「平等」は、平時に外国の軍隊が自国に駐屯せず、戦争が勃発した際に、相互防衛義務を発生することを前提とした「伝統」的同盟関係であろう。

しかし、米国が構想していた日米同盟は、「相互防衛」という目的をはるかに超えた内容を内包していることは、この段階から次第に明らかになった。これは、日米両国が特定の地域において攻撃を受けた場合のみ行使できるという「有事対応」的なものに限らず、平時でも、目に見える軍事的プレゼンス（在日米軍と米軍基地）によって、地域安全保障情勢に自由に関与できるような「常時対応」的な要素も入れようとしたものである。重光は、そこまで認識できなかった、あるいは認識するはずもなかったであろう。前述した通り、米国は、この重光訪米に至る日米間の折衝を通じて、同盟関係の「姿」を次第に明確した。この意味から考えると、重光訪米と重光試案の提出は、米国が日米安保体制の地域安保的性格、そのあり方を再認識し、日本の「軌道外れ」を修正することの重要な契機となったのではないかと考える。

他方、ダレスは会談を通し以下の「成果」を得たといえる。第一に、第二回会談の最後、ダレスは対米協力の枠

の中で日本が「世界の主要国」になること、米国の地域安全利益に貢献できる主要国になるという対日要求を日本にはつきりと示したと共に、在日米国の軍事利権や日米安保体制に損じうる重光試案に関する具体的な交渉をも避けた。つまり、米国は、重光試案における米国の利点（相互防衛責任の引き受け及び防衛力強化と地域安全保障への関与意識）のみを強調し、その危険性を除き取ること成功したのである。

第二は、日米安保関係を改正しようという重光の凄まじいまでの勢いを退けたことである。米国は対日政策を新たに策定したばかりで、具体的な実施策については必ずしも明確ではなかったため、当面は条約改定を行わず、対日意図や対策をより明確にした後、具体策を実施するという米国の狙いが伺われる。しかし、会談の中で、重光が条約改定を再三に要求し、考える時間をダレスに与えなかった。これも、ダレスの重光への不満が抑えられなかった重要な原因となった。そして共同声明で、条約改定を先送りしたことは、米国にとって満足できるものであった。

第三は、重光より、より適した条約改定の交渉相手を見つけたことである。米国は日本国内の親米保守政治の安定化が米国の地域安全保障利益に符合するとの認識を会談の中で再三日本側に示していた。米国の意図に対して、共産勢力への対策や不平等の是正に拘泥しつづけた重光より、岸はより深い理解を示した。第二回会談の最後、岸は以下のような発言をした。

「ダレス長官が現在の安保条約は暫定的なもので適当な時機には再開するといわれたことに感謝する。外務大臣の言われる共産党の脅威に対した対抗するための根本対策は国民生活経済生活の安定が第一と考える。そのためには強力な安定政権が必要なのであつて我々は今真剣に保守合同に努力している。これが完成すれば経済計画を有力に推進することが出来、経済力の増進に応じて自衛力の増強も可能となる。真の対共産党対策は政治勢力の結果である。それによって経済安定対共産党手段も可能となつて来る。従つてこの事が出来る事態となれば当

然米軍の撤退並びに現在の条約の改正も現実の問題として可能となつて来る」⁽²⁾。

ここで、岸は一応米軍の撤退などをも提起したが、それよりも日本国内の保守勢力の結集が前提だとの立場を米国にアピールした。この方針は、明らかに重光の「自主」姿勢より米国に近いものであつた。会談後のアイゼンハワー大統領宛報告で、ダレスは「(会談には)河野と岸が同席したこともよかつた。彼らは大きな政治勢力を代表しているからである」と述べた。皮肉にも、重光は外相就任後、自分が日本国内政局への強い影響力を持ち、日本の国益を代表できる者であり、かつ米国の真の友人で優れた交渉相手であるというイメージを懸命にアピールしようとしていたにもかかわらず、米国は会談を通じて重光より信頼できる交渉相手を見出していたのである。

重光・ダレス会談は、米国が条約改定の主導権を再び日本から奪還し、「思考」の猶予を与えただけでなく、同時に、安保条約改定プロセスにおける地域戦略的利益をより全面的に考えさせる必要性を米国に促した。米国の対日政策は、在日米軍と基地の確保、特に使用目的が保証された上で、日本を早期に地域安全保障に参加させ、日米安保体制を多国間的な集団安全保障枠組みの性格を付けさせようというものであつた。

これに対して、重光試案は、安保体制を普通の両国間軍事同盟に「還元」させる可能性が含まれていたため、米国の地域安全保障戦略にとって潜在的脅威となつていたのである。また一旦撤退した後、米国のための再配置の正当性も問わざるを得なくなる。従つて米国のための撤退または再配置の権利の確保は米国にとって大事であり、その問題について重光の「カード」を封じることこそ、米国が解決しなければならぬ課題であつた。

もちろん、重光訪米が六〇年の安保改定に与えた影響の一端であつたことを位置づけるには、重光訪米から条約改定までの日米交渉と結びつけて見なければならぬ。従つて、どのようにこのプロセスを始めるべきか、どのような条約試案を用意すべきか、そして交渉において両国はいかに自国の立場を明確し、相手を自分のペースに乗せ

るかが、双方にとって重要な課題となる。

一九五八年二月、米国駐日大使マッカーサーは、イニシアチブをとって、条約地域が「西太平洋」と規定された安保条約改定草案を作成し、ダレスに提出した。同年十月、日米安保条約の改定交渉が正式に始まり、米国は、これを手本とし、新たな改定草案を日本に渡した。その草案の中で、条約地域が「太平洋」までに広げた。そして、これらの条約地域は、重光草案で提起された「西太平洋地域」とどのような関連性があるのか、また米国の地域安全保障戦略とどのようにつながっているか。

さらに、「西太平洋地域」にせよ、「太平洋地域」にせよ、一見にして重光草案の条約地域を参考したように見えるが、二つの草案を全般的に考察すると、実は大きな相違がある。マッカーサー試案では、在日米軍基地を維持することをはっきりと記載したのである。在日米軍基地は、米国の提示した条約地域とどのように関係し、それは何のためであったのか、さらに、日米安保体制にとって、どのような意味を持つのか。これらの疑問を答えることは、日米安保条約改定が日米安保体制にどのような性格を与えたかを解明することの重要な手掛かりでもある。

米国は重光訪米によって、日米安保関係を再び米国の望む「正統」な軌道に乗せ、日米安保条約を二国間範囲に限られるという「普通」の条約に改正させようという重光の改定意向に終止符を打ったといえよう。しかし、これは、単なる日本側の「過ち」を「是正」したにすぎない。どのような対日戦略を明確し、どのような戦術を使っているか、日本側の不満を収めながら、日本を自らの枠内に引きずり、日米安保体制を米国の地域安全保障戦略に符合させるか、という諸問題は、米国にとって緊要課題になりつつある。そして、改定プロセスにおいて、米国が以上の問題点を念頭に、自国の地域安全戦略的利益と日米安保体制の性格をいかに明確させていくのかは、筆者の今後の検証課題である。

注

- (1) 坂元、前掲書、一五一頁。また、重光は手記の中で会談の感想をほとんど記載していないが、四月の防衛分担金交渉に関する詳細かつ辛抱な記述と比べれば、重光が特に「挫折」感を持っていなかったことも伺われる。
- (2) 第二回メモ、五五頁。

資料

日本国と米国合衆国との間の相互防衛条約（試案）昭三〇、七、二七
 日本国及び米国合衆国は、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信頼並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに共存しようとする願望を再確認し、かつ太平洋地域における平和の機構を強化することを希望し、日本国が自国の防衛力を漸進的に増強する意思を表明し、かつ現にそのための計画を実施しつつあること、並びに米国合衆国が、日本国の右の計画の進行に応じ、自国の軍隊を日本国より撤退せしめる意志を表明したことを考慮し、

千九百五十一年九月八日の日本国と米国合衆国との間の安全保障条約に代るべき両国間の相互防衛に関する条約を締結する。

第一条（国際紛争の平和的解決）

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、自国が巻き込まれることのあるいかなる国際紛争も、平和的手段によって、国際の平和、安全及び正義を危くしないように解決すること、並びにこの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を国際連合の目的と両立しないような方法で行わないことを約束する。

第二条（自衛能力の維持、発展）

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するため、自助及び相互援助により、単独に及び共同して武力攻撃に抵抗するための個別的及び集团的の自衛能力を維持し、かつ発展させるものとする。

第三条（協議条項）

締約国は、その外務大臣又はその代理者を通じ、この条約の実施に関して随時に協議し、また、いずれか一方の締約国が、西太平洋においてその領土保全、政治的独立又は安全が外部からの武力攻撃によって脅かされたと認めるときは、いつでも協議するものとする。

第四条（相互防衛の発動条項）

各締約国は、西太平洋区域においていずれか一方の締約国の領域又はその施政権下にある地域に対して行われる武力攻撃が自国の平和及び安全を危くするものと認め、かつ、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するため行動することを宣言する。

第五条（米駐留軍の撤退）

一 一千九百五十一年九月八日の日本国と米国合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内に配備された米国合衆国の軍隊は、この条約の効力発生とともに、撤退を開始するものとする。

二 米国合衆国の陸軍及び海軍の一切の地上部隊は、日本国の防衛六箇年計画の完遂年度の終了後おそくも九十日以内に、日本国よりの撤退を完了するものとする。

米国合衆国の空軍部隊及び海上部隊の日本国よりの撤退期限は、両締約国政府間において協議決定するものとする。（ただし右の期限は、いかなる場合にも、前項による地上部隊の撤退完了後六年以内でなければならぬ。）

第六条（残留米軍の使用目的及びその地位）

一 第五条二、の撤退期限前において、日本国に残留する米国合衆国の軍隊は、第四条の目的のために使用することができる。

二一、に掲げる米国合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、別に両締約国政府間の協定で決定する。

第七条（安保条約の終了）

日本国と米国合衆国との間の安全保障条約は、その第四条の規定に従い、この条約の効力発生とともに、その効力を失う。

第八条（批准条項）（略）

第九条（有効期間）

この条約は、二五年間引き続いて効力を有する。もつとも、第五条及び第六条の規定は、米国合衆国の軍隊の日本国よりの撤退完了のとき、その効力を失う。

締約国のいずれか一方がこの条約を終了せしめる意思を右の期間満了の一年前に通告しないときは、この条約はさらに五年間引き続いて効力を有し、その後も同様に順次延長される。（以下略）